





# 施策 2 - 1 健康づくりの推進

## ■ 施策の目指す姿

市民一人一人が、いきいきと健やかで充実した生活が送れています。

## ■ 目標指標

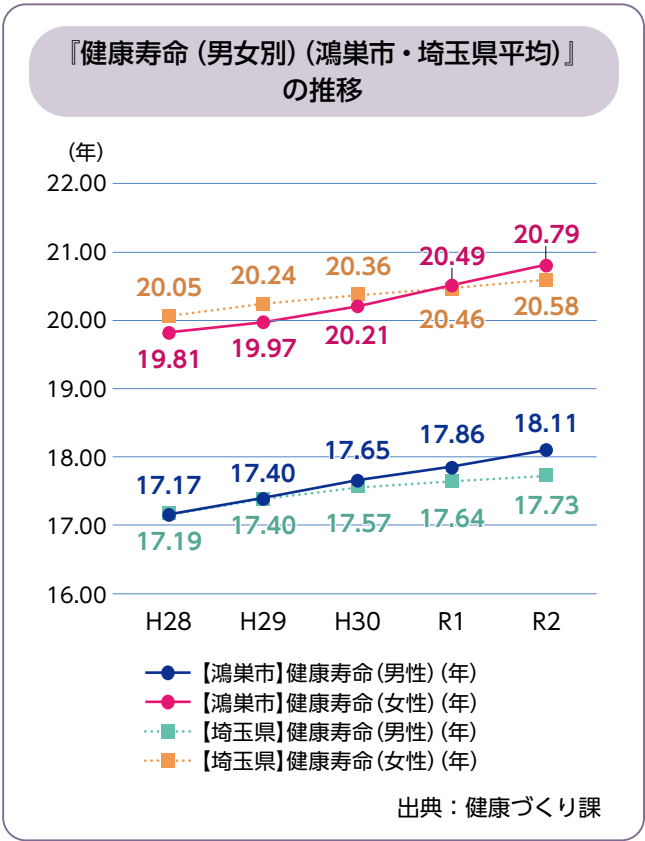
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
健康寿命 (男性)	18.11年	18.89年	65歳に達した市民が健康で自立した生活を送れる平均年齢(期間)であり、市民の健康状況を測る指標です。
健康寿命 (女性)	20.79年	21.51年	

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の健康寿命(65歳)は、令和2年度の実績によると、男性18.11、女性20.79と、県平均(男性17.73、女性20.58)を上回っています。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への迅速な対策の必要性が高まっています。
- 本市の自殺者数は、毎年20人前後で推移していましたが、令和2年は30人と増加しました。
- 県が令和2年12月に策定した埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)で、県内での保険税水準の統一等について規定しています。

## ■ 課題と方向性

- 一人一人の健康及び命に対する意識を高め、こころと体の健康の向上を図ります。こころの問題について、市民が相談しやすい環境をつくります。また、健(検)診の受診体制を整え、受診することの重要性を周知し、受診率の向上に努めます。
- 感染予防や疾患の重症化予防等のため、感染症対策や予防接種の必要性を周知し、接種率の向上を図ります。
- こころの健康づくりや悩みを相談できる窓口をSNSなどで発信し周知を図り、自殺予防に努めます。
- 特定健康診査、特定保健指導の受診率向上等に取り組み、疾病予防と健康増進により医療費の抑制に努めます。



## ■ 部門別計画

- 鴻巣市健康づくり推進計画 (H30～R4)
- 鴻巣市いのちを支える自殺対策計画 (H30～R4)
- 鴻巣市データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画 (H30～R5)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 健康長寿のための生活習慣の実践</b> <small>戦略</small> 健康的な生活習慣を実践し、健やかで活力に満ちた市民が増加しています。	健康のために市民が取り組んでいる生活習慣の項目数（全14項目）	5.38項目	6.00項目
<b>2 疾病の早期発見・発症及び重症化予防の推進</b> 健康診断等を毎年受診し、経年で検査結果を把握していくことで、生活習慣の見直しや早期治療につなげ、疾病の発症及び重症化の予防が図られています。	この1年間に健康診査や人間ドック、がん検診を受ける市民の割合	75.0%	76.2%
	がん2次検診(精密検査)受診者数の割合	58.6%	70.0%
<b>3 こころの健康の推進</b> こころの健康づくりにより、市民が健やかな心を維持しています。	市役所や地域に悩みごとや心配ごとを相談できる窓口があることを知っている人の割合	45.3%	66.7%
<b>4 地域医療提供体制の整備</b> <small>戦略 強強化</small> 市民が身近な場所で診療が受けられるとともに、救急医療体制が整っています。	かかりつけ医がいる市民の割合	68.0%	70.0%
	かかりつけ薬局がある市民の割合	43.9%	45.0%
	地域の医療提供体制に関する満足度	72.8%	75.0%
<b>5 感染症対策の推進</b> <small>戦略 強強化</small> 感染予防の意識が定着し、新しい生活様式に対応した感染予防・拡大防止に取り組んでいます。	65歳以上で定期インフルエンザ予防接種を受けている市民の割合	45.0% (R元年度)	50.0%
	65歳で定期肺炎球菌予防接種を受けている市民の割合	67.7%	67.7%
	感染症予防を実践している市民の割合	— (R4 新規取得)	維持
<b>6 国民健康保険被保険者の保健事業の推進</b> 被保険者の健康管理により医療費の伸びが抑制されています。	国民健康保険被保険者1人あたりの医療費	360,536円 (R元年度)	376,115円
<b>7 国民健康保険の適正運営</b> 相互扶助で支え合う制度への理解が深まり、国民健康保険制度が適正に運営されています。	国民健康保険税 現年度収納率	96.5% (R元年度)	97.0%

### 用語解説

#### 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、「社会的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」「3密（密集、密接、密閉）の回避」などの飛沫感染や接触感染への対策を、日常生活に取り入れた生活様式のことです。

#### 健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のことで、埼玉県では、65歳に達した県民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には、「要介護2以上」になるまでの期間のことです。



## 施策 2 - 2 地域福祉の推進

### ■ 施策の目指す姿

福祉意識が高まり、お互いに助け合う市民が増えています。

### ■ 目標指標

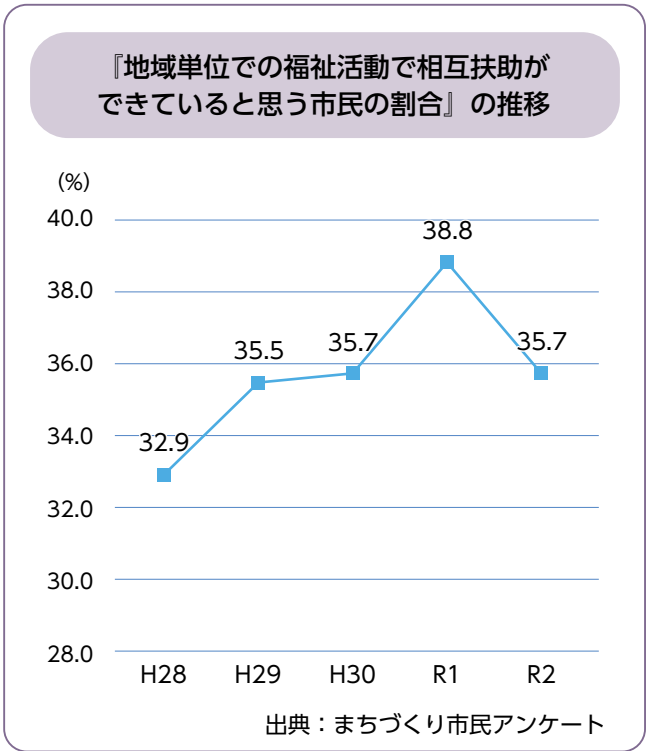
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
地域単位での福祉活動で相互扶助ができていると思う市民の割合	35.7%	38.8%	まちづくり市民アンケートにて、地域で福祉の相互扶助（手助けをしたり、されたり）体制ができていると「思う」「やや思う」と回答した市民の割合であり、地域福祉体制の充実度を測る指標です。

### ■ 取り巻く現状・環境変化

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するとともに、多様化する価値観がもたらす家庭や地域での相互扶助機能の低下により、今まで地域が担ってきた身近な生活課題の解決が困難となっています。
- こうした中、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、属性や世代を問わない支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法にて重層的支援体制整備事業が創設され、重要性が増しています。

### ■ 課題と方向性

- 重層的支援体制整備事業の実施を見据え、庁内の関係部署や庁外の協力関係機関とこれまで以上に連携を図るとともに、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場の構築をしていきます。
- 地域福祉の重要性についてさらに啓発し、地域を支える人材の育成を図ります。
- 住民同士が日頃からの交流や見守りを行うことで、相互に助け合うことができる地域づくりを進めていきます。



### ■ 部門別計画

第3次鴻巣市地域福祉計画（R1～R5）



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 地域を支える担い手づくり</b> 市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉を支える担い手が増えています。	福祉ボランティアに参加した市民の割合	10.9%	20.0%
	地域コーディネーター数	71人	80人
	福祉のボランティア及びNPO団体数	115団体	170団体
<b>2 地域を支えるネットワークづくり</b> 地域住民が情報交換や交流のできる場が充実し、地域課題を解決するネットワークが強化されています。	地区懇談会を開催した支部社会福祉協議会の割合	93.8% (R元年度)	100.0%
	民生委員・児童委員の相談件数	2,520件	4,040件
<b>3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり</b> 誰もが自立した生活を送れるよう、総合的な支援を受けることができます。	重層的支援に係る事業数	0事業	25事業
<b>4 安心して生活ができる環境づくり</b> 防災・防犯の面で安心して暮らせるまちづくりや思いやりと交流のある地域づくり・住民同士の交流が進んでいます。	近隣とのコミュニケーション・交友関係が構築されている市民の割合	39.0%	55.0%
	避難行動要支援者避難支援制度登録者の個別計画作成割合	65.9%	100.0%



民生委員・児童委員理事会

### 用語解説

社会福祉法	社会福祉に関する事項の共通概念を定めた法律で、社会福祉の推進及び社会福祉事業の公明適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るとともに、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。
重層的支援体制	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める仕組みのことです。
地域コーディネーター	住民の福祉活動によって発見された生活福祉課題を「解決すべき課題」として捉え、共有し、解決に向け話し合い、活動を推進する「地域福祉活動者の相談役」のことです。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、原則、市町村単位で設置されており、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられています。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難であり、避難時に支援が必要な人です。



## 施策 2 - 3 高齢者福祉の推進

### ■ 施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいを持った生活をしています。

### ■ 目標指標

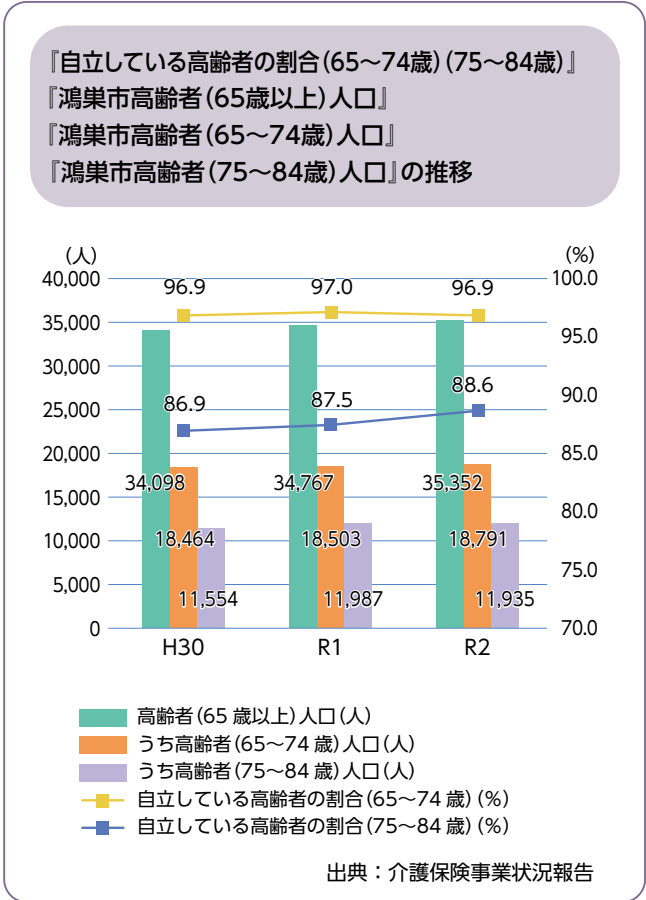
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
介護保険利用者在宅生活をしている高齢者割合	59.6%	60.0%	地域包括ケア「見える化」システムの現状分析より、施設・居住系・在宅受給者の合計の内、在宅受給者の割合を示す指標で、安心した介護保険サービスの提供度を測る指標です。
自立している高齢者(65～74歳)の割合	96.9%	97.0%	介護保険事業状況報告に基づく、介護保険第1号被保険者(65～74歳)の内、要支援・要介護認定を受けていない方の割合を示す指標で、高齢者の健康度・自立度を測る指標です。
自立している高齢者(75～84歳)の割合	88.6%	88.6%	介護保険事業状況報告に基づく、介護保険第1号被保険者(75～84歳)の内、要支援・要介護認定を受けていない方の割合を示す指標で、高齢者の健康度・自立度を測る指標です。

### ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の高齢化率は令和3年10月1日時点で30.2%となっており、団塊世代が全て75歳以上となる令和7年には31.8%に達する見込みです。
- 在宅介護実態調査では介護開始後、約5割の介護者がほぼ毎日介護をしている状況であり、介護者の年齢も60代以上が6割を占める状況となっています。
- 高齢化とともに認知症高齢者も増加しており、本市は全国や埼玉県と比較すると認知症高齢者の認定割合が高い状況となっています。

### ■ 課題と方向性

- 認知症の人やその家族の支援ニーズをつなぐチームオレンジを新たに整備することで、認知症施策のさらなる充実を図ります。
- 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備します。
- 地域包括支援センターや関係機関とともに、ケアラーの支援に関する施策を検討していきます。
- 高齢者が医療を安心して受けられるよう、円滑な事業運営を図るとともに、国の制度改正に適切に対応します。



### ■ 部門別計画

- 第3次鴻巣市地域福祉計画 (R1～R5)
- 第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (R3～R5)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 介護予防・生きがいづくりの推進</b> <small>戦略</small> 高齢者一人一人が心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できます。また、社会参加や地域活動を通して生きがいを持って生活しています。	生きがいを持っている高齢者の割合	72.0%	78.0%
	新規要介護認定者出現率	2.1%	1.9%
<b>2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための環境づくり</b> <small>戦略 強彰化</small> 高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができます。	日常生活支援の延べ利用者数	2,326人	2,442人
	介護保険サービスの満足度 (3年に1度)	58.3%	61.0%
	入所待機者数 (要介護度3以上)	130人	110人
	オレンジサポーター数	0人	120人
<b>3 尊厳のある暮らしの支援</b> 何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会を目指します。	高齢者虐待件数	17件	0件
<b>4 支え合える地域づくりの推進</b> 身近な地域で互いに見守り、支え合いながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。	見守りの仕組みによって見守られた高齢者数	— (R4 新規取得)	1,716件
<b>5 高齢者に関する保険制度の持続運営</b> 高齢者に関する保険制度が適正に運営され、持続性が保たれています。	認定不服に関する審査請求件数	0件	0件
	介護保険料 現年度収納率 (普通徴収+特別徴収)	99.77%	99.77%
	介護保険1人あたりの給付費	16,914円	20,959円
	後期高齢者医療保険料 現年度収納率 (R元年度)	99.71%	99.76%
	後期高齢者医療被保険者1人あたりの医療費 (R元年度)	788,938円	804,165円

### 用語解説

地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのことです。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーター同士がチームを組み、認知症の人やその家族に対して早期から生活面の支援等を行います。認知症の人もメンバーとして参加することが望まれます。
地域包括支援センター	公正、中立的な立場から、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら高齢者への総合的な支援にあたります。
ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことです。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。
オレンジサポーター	認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チームオレンジとしての活動を行う認知症サポーターのことです。



# 施策 2 - 4 障がい者（児）福祉の充実

## ■ 施策の目指す姿

障がい者（児）が地域で安心して自立した生活をしています。

## ■ 目標指標

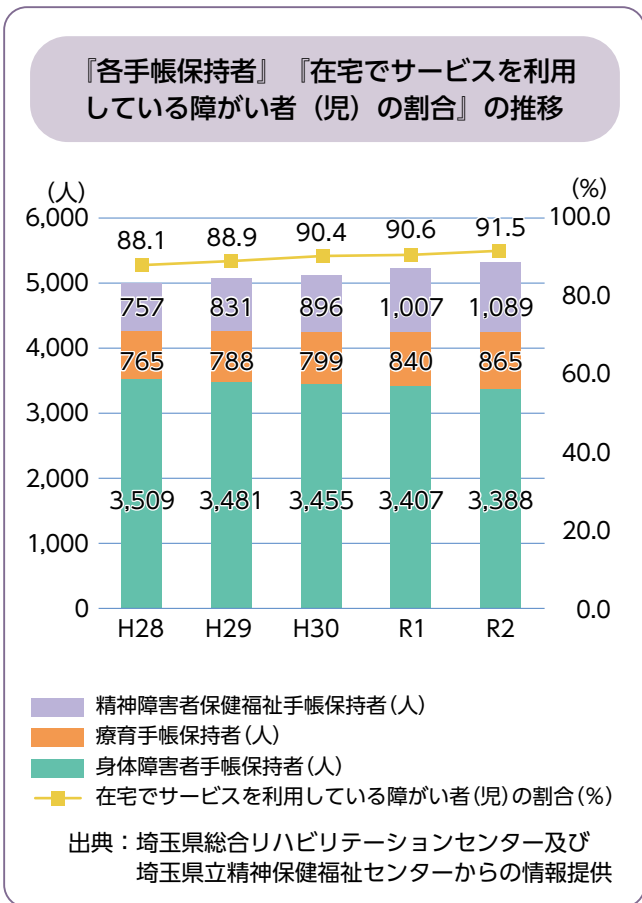
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
在宅でサービスを利用している障がい者（児）の割合	91.5%	93.3%	障害福祉サービス支給決定者総数から、施設入所者数を差し引いた在宅の障がい者（児）が、障害福祉サービスを利用している割合であり、安心して障害福祉サービスの提供度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいに対する理解を促し、障がいのある人もない人も相互に支え合い、地域で一緒に生活できる社会を実現するための取組が求められています。
- 障がい者（児）の個々のニーズに応じた適切なサービスの提供と支援体制を整えることが、今後重要です。
- 発達上何らかのサポートが必要な児童が増加しています。療育を中心とした支援や放課後の居場所の提供を行っています。

## ■ 課題と方向性

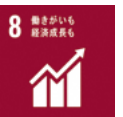
- 障がい者（児）を養護する側の高齢化が進行しています。養護側も日常生活に支障をきたさないよう、また養護者亡き後も障がい者（児）が、安心して暮らせるように、障害福祉サービス、障害者総合支援法や児童福祉法等により提供する事業者が連携し、障がいの特性に応じた支援を行います。
- 個々の障がい者の特性に応じて、安心して就労できるような支援を行い、社会的自立を促進します。
- 障がいに対する正しい理解を深めるために、市民に向けた啓発活動を推進します。



## ■ 部門別計画

- 第3次鴻巣市障がい者計画（R3～R8）
- 第6期鴻巣市障がい福祉計画・第2期鴻巣市障がい児福祉計画（R3～R5）
- 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 在宅福祉サービスの充実</b> 障がい者（児）やその家族が、在宅福祉サービスを利用することにより、日常生活での自立が促進されています。	在宅福祉サービス利用者数	943人	1,226人
<b>2 療育相談・支援の充実</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 早期に相談を受け、適切な療育が受けられています。	適切なサービスを受けるために相談支援されているこども数	152人	281人
<b>3 障がい者（児）の社会参加</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 主体性・自立性を持って、社会参加や就労に携われる機会が増えています。	障がい者の就労者数（累計） （就労支援センター登録者のうち）	273人	400人
	障がい者の就労割合 （就労支援センター登録者のうち）	50.3%	51.3%
<b>4 市民啓発の充実</b> 障がいを理由とする差別の解消を含め、障がい者（児）の理解を深めるための市民啓発活動が行われています。	啓発活動の回数	43回	50回



「精神障がい者の明るい未来のために」フォーラム



障がい者スポーツ・レクリエーション大会

### 用語解説

**障害福祉サービス**

障害者総合支援法で定めるサービスの総称で、具体的には「介護給付」と「訓練等給付」の2つを指します。

**ノーマライゼーション**

障がい者（児）を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考えです。北欧から世界に広まった障がい者福祉の基本理念です。

**障害者総合支援法**

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。



# 施策 2 - 5 セーフティネットの推進

## ■ 施策の目指す姿

生活困窮者の相談支援体制の適正実施に努め、生活の支援が図られています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
設定なし	-	-	この施策は、国の制度に基づいて社会保障を確実に履行することを目標とするものであり、国が行う施策の影響が大きいことから、市としての施策成果指標は設定しません。

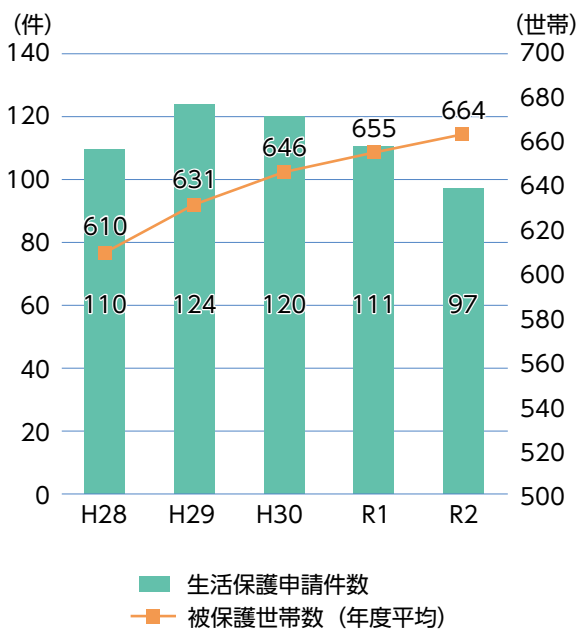
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立相談支援センターで相談を行っています。
- コロナ禍により令和2年度は大幅に相談件数が増えましたが、生活困窮者の方々への貸付制度や住居確保給付金、令和3年度には生活困窮者自立支援金の創設等、制度が拡充され、生活保護申請数は、一時減っています。
- 生活保護世帯数は全国的に単身高齢者数の増加に比例し、増える傾向にあります。

## ■ 課題と方向性

- 生活に困窮する方々へ各種制度の利用を促進し、自立に向けた支援を行います。また、生活困窮世帯などの子どもへの学習支援をきめ細やかに実施することで、子どもたちが貧困の連鎖から脱却できるよう支援します。
- 生活保護に関しては、必要とされる方に必要な保護を行えるよう「ためらわずに相談してください」と案内を行い、基本理念に則った適正実施を進めます。

『生活保護申請件数』『被保護世帯数』の推移



出典：福祉課

## ■ 部門別計画

第3次鴻巣市地域福祉計画 (R1～R5)



## ■ 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 生活困窮者の自立支援</b> 各種相談や社会資源を用いて、生活保護に至らないようにし、困窮状態からの脱却を支援します。	生活困窮者からの相談件数	4,097件	2,000件
	自立支援プランで改善が見られた終了者数	1人	12人
<b>2 生活保護と自立への支援</b> 生活保護受給者に対し、最低限度の生活が保障されるとともに、就労可能世帯での自立を目指します。	生活保護受給世帯数	664世帯	720世帯
	自立による生活保護廃止世帯数	13世帯	20世帯

### 用語解説

生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策強化を図るため、生活に困窮する方に対し、自立相談支援事業の実施、各種給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律です。
生活困窮者自立相談支援センター	生活に困窮する方に対し、安心して自立した生活を送ることができるように、市、福祉サービス事業者、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員と連携しながら継続的な支援を行うための相談窓口のことです。
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方で、求職活動等を条件に有期で家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と自立を図ることを目的とした給付金です。
生活困窮者自立支援金	正式には「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」のことで、生活福祉資金の特例貸付を利用して再貸付が終了するなどにより、これ以上制度を利用できない世帯への支援を目的とした給付金です。
生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。